

【災害復旧版】 令和5年度 燕市住宅リフォーム助成事業 Q & A

Q	1	住家と非住家とは？	A	1	住家は常時居住している建物です。 非住家は同一敷地内にある住宅の附属建物及び外構工作物です。（住家と不可分関係）
Q	2	住家と非住家は別々に申込できますか？	A	2	同一敷地内（別敷地を含む）の住家と非住家は別々に申込はできません。
Q	3	申込後すぐに工事を始めてもいいですか？	A	3	申込後であれば工事可能です。
Q	4	申込前に工事してしまった場合は対象外ですか？	A	4	営繕建築課建築指導係にご相談ください。
Q	5	着手前写真を撮り忘れた場合は？	A	5	営繕建築課建築指導係にご相談ください。
Q	6	令和6年3月29日までに助成申請ができないときは？	A	6	営繕建築課建築指導係にご相談ください。
Q	7	申込の工事を延期または中止する場合は？	A	7	営繕建築課建築指導係にご相談ください。
Q	8	増築工事も助成対象になりますか？	A	8	増築は対象外です。
Q	10	住宅の改築工事は助成対象になりますか？	A	10	部分改築は対象となります。ただし、全改築（建替え）およびリフォーム前の住宅面積より10㎡を超える増改築の場合は全て対象外です。
Q	11	附属建物の改築工事は助成対象になりますか？	A	11	対象となります。ただし、リフォーム前の附属建物面積より10㎡を超える増改築の場合は全て対象外です。
Q	12	助成対象となる附属建物とは？	A	12	敷地内にある別棟の建物で住宅に附属する倉庫、車庫等です。住宅と一緒にリフォームする場合は助成対象となります。住宅と関係がない工場や店舗などは附属建物に該当しないため対象外です。
Q	13	施工中の業者の変更はできますか？	A	13	登録施工業者への変更は可能です。 やむを得ず市外業者に変更する場合は営繕建築課建築指導係にご相談ください。
Q	14	申込者を変更できますか？	A	14	営繕建築課建築指導係にご相談ください。
Q	15	工種ごとの分割発注はできますか？	A	15	できます。申請者が取りまとめの上、申請をお願いします。
Q	16	仮設工事の取り扱い？	A	16	リフォーム工事に必要な仮設工事等は、対象に含みます。
Q	17	申請書添付書類の工事内訳書について？	A	17	見積書や請求書と相違がなければ見積書または請求書でも可能です。
Q	18	申請書添付書類で工事図面が必要な場合とは？	A	18	申請書に添付する工事内訳書等に助成対象外工事が含まれている場合に必要です。
Q	19	申請してから入金されるまでの期間は？	A	19	申請後に職員が現地確認作業を行い、その後、おおむね3週間程度になります。
Q	20	併用住宅も助成対象になりますか？	A	20	併用住宅の場合は店舗等の部分も対象となります。（住宅部分は住家、店舗等の併用部分は非住家）

【災害復旧版】 令和5年度 燕市住宅リフォーム助成事業 Q & A

Q	21	空き家・貸家も助成対象になりますか？	A	21	戸建住宅の場合は空き家・3親等以内の親族が現に住んでいる貸家も対象になります
Q	22	長屋等も助成対象になりますか？	A	22	長屋等の所有者または3親等以内の親族が現に住んでいる必要があります (共用部分は対象外です)
Q	23	墓石の修復は助成対象になりますか？	A	23	非住家を含みます。
Q	24	申込時の見積より金額が変更になる場合、助成額も変わりますか？	A	24	減額の場合、変更後の内容で助成額を決定しますが、増工があっても増額はできません。

※随時項目を追加等する場合があります。